

貸金業法改正等の概要

金 融 庁

多重債務問題と平成18年の貸金業法改正

○ 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成

【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人

（少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

○ 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、これらの者の平均借入総額は**約240万円**

多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化
- ④ ヤミ金融対策の強化

（注）数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ

貸金業法等改正の概要

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化

- 最低純資産額を5,000万円以上に引上げ
- 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者の営業所ごとの配置を義務付け

2. 貸金業協会の自主規制機能強化

- 貸金業協会を当局の認可を受けて設立する法人とし、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付け

3. 行為規制の強化

- 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制の強化
- 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付の義務付け
- 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止

4. 業務改善命令の導入

- 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令の導入

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設

- 指定信用情報機関制度を導入。貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備

2. 総量規制の導入

- 個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査の義務付け
- 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを原則禁止

III. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ

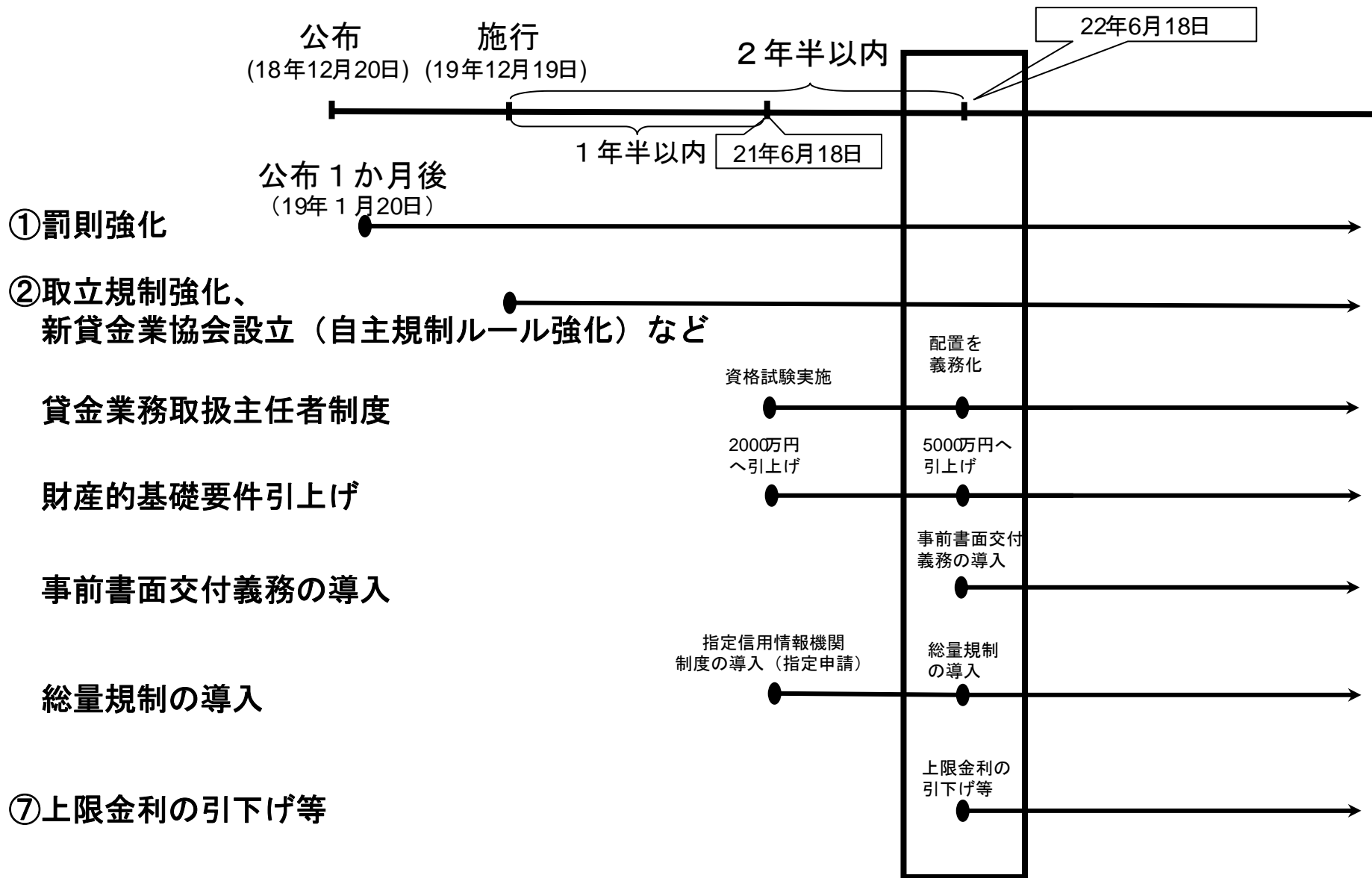
- 出資法の上限金利を29.2%から20%に引下げ

2. みなし弁済制度の廃止

IV. ヤミ金融対策の強化

- ヤミ金融に対する罰則を強化(懲役5年→10年)

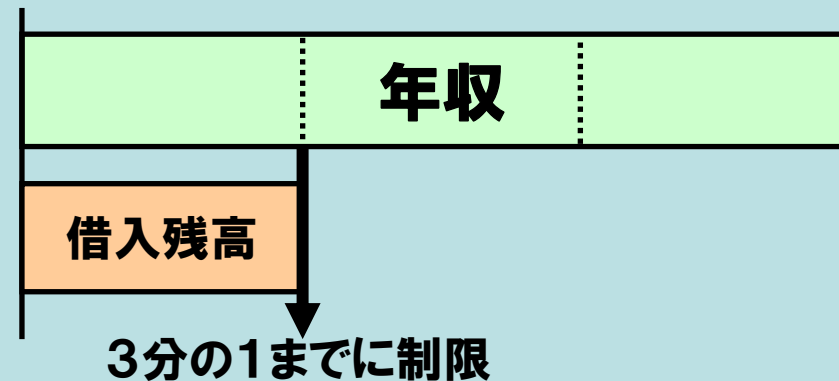
改正貸金業法の施行スケジュール



総量規制

※改正貸金業法の完全施行(平成22年6月18日)により、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入された。

- 一 借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付けを停止(直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない)



(参考)

①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入に適用される

(注)・銀行など、貸金業者以外からの借入は対象外
・企業の借入は対象外

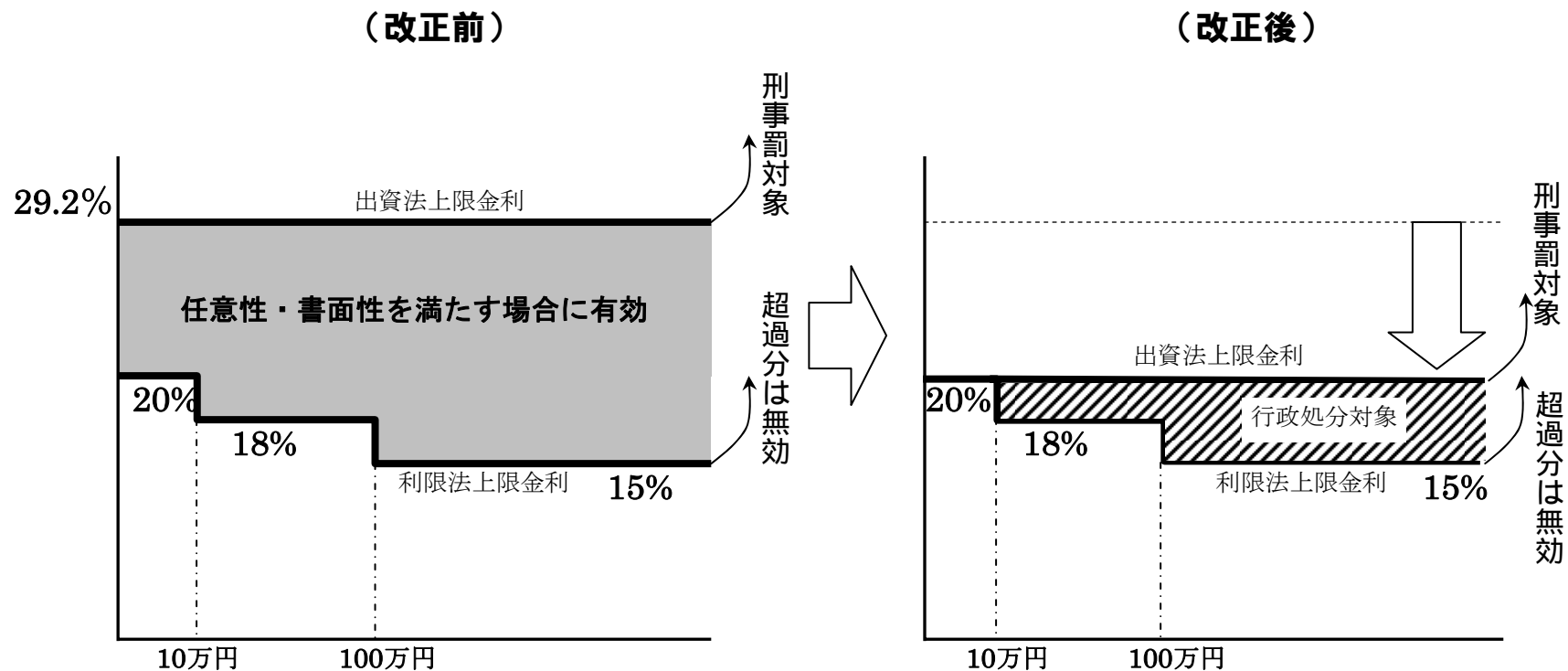
②借入残高が年収の3分の1を超えていても、以下の借入れは可能

・住宅ローン、自動車ローン

・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け 等

上限金利の引下げ

○ 出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15%~20%)を上限金利とすることで、利用者の金利負担を軽減する。



- ・利息制限法の上限金利: 1954年の制定以来、変更無し
- ・出資法の上限金利: 109.5%(制定時(1954年)) → 73%(1983年) → 54.75%(1986年) → 40.004%(1991年) → 29.2%(2000年)